

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 1 月 22 日

水 曜 日

第 3715 号

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 2
- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 3
- 土砂災害特別警戒区域の解除 4
- 平成25年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定 5

公 告

- 土地改良区の役員の退任 6
- 開発行為の工事完了 7
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 8

告 示

富山県告示第31号

土砂災害警戒区域の指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年 1 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
須山(1)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊
須山(2)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊

須山(3)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊
須山(4)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊
須山(5)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊
須山(6)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊
天谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流
正保寺谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流
須山宮谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流
須山川	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流
小谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流
佛斜谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流
六郎谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第32号

土砂災害特別警戒区域の指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年 1 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須山(1)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
須山(2)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
須山(3)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
須山(4)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
須山(5)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
須山(6)	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
須山宮谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり
佛斜谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり
六郎谷	中新川郡上市町須山の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第33号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指

定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成26年1月22日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
佛谷	中新川郡上市町大松新、大松の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除
栗ノ谷	中新川郡上市町館の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第34号

土砂災害特別警戒区域の解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年1月22日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
佛谷	中新川郡上市町大松新、大松の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	全部解除

栗ノ谷	中新川郡上市町館の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり	全部解除
-----	---------------------------	-----	----------	------

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第35号

平成25年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、平成25年度クリーニング師研修及び業務従事者講習を次のとおり指定したので告示する。

平成26年1月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 主催者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修等の種類及び開催年月日、会場の名称及び所在地並びに予定人員
 - (1) クリーニング師研修

開催年月日	会場の名称	会場の所在地	予定人員
平成26年2月23日	自治労とやま会館	富山市下新町8-16	150人
平成26年3月2日	富山県高岡文化ホール	高岡市中川園町13-1	100人

- (2) 業務従事者講習

開催年月日	会場の名称	会場の所在地	予定人員
平成26年2月23日	自治労とやま会館	富山市下新町8-16	50人
平成26年3月2日	富山県高岡文化ホール	高岡市中川園町13-1	50人

- 3 研修等の科目及び時間数

(1) クリーニング師研修

科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1 時間	0.5 時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1 時間	0.5 時間
洗濯物の処理	1 時間	1 時間
繊維及び繊維製品	1 時間	1 時間
計	4 時間	3 時間

(注) 研修終了後、レポートの提出あり。

(2) 業務従事者講習

科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1 時間	0.5 時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1 時間	0.5 時間
洗濯物の処理	1 時間	1 時間
繊維及び繊維製品	1 時間	1 時間
計	4 時間	3 時間

(注) 講習終了後、レポートの提出あり。

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
 (2) 業務従事者講習 4,500円

5 会場の運営及び設営の窓口になる団体の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター
 (2) 所在地 富山市赤江町 1 番 7 号

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

大沢野町塩土地改良区の役員であった次の者が平成25年7月21日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公

告する。

平成26年 1 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
監 事 上 野 嘉 明 富山市塩1909番地 1

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 1 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市橋下条1438番 1			射水市枇杷首20番地 1	佐伯 真

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 1 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成26年 1 月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人公清会
- 3 代表者の氏名

黒田 義夫

4 主たる事務所の所在地

富山県中新川郡立山町宮路34番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、富山県東部地域に在住する高齢者、知的・身体障害児（者）とその家族に対して、ニーズに合わせた様々なサービスを提供するとともに、地域社会に向けた障害者（児）へのノーマライゼーションの普及啓発に関する事業を行い、心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 P C T F E - J a p a n

3 代表者の氏名

石塚 勝

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市東中野町二丁目1番1-505号

5 定款に記載された目的

この法人は、伝熱や流体分野に関する技術者及び研究者に対して、国際的な学術交流の場を提供し、もって学術の発展に寄与することを目的とする。